

6 制度共通

事務処理欄		処理日
児童手当・特例給付	No.	/
児童扶養手当	No.	/
児童育成手当	No.	/
乳 医療証	No.	/
子 医療証	No.	/
親 医療証	No.	/

児手・乳・子コピー

減額・減員届



ふりがな		生年月日	平成 令和	年	月	日
減額・減員 対象児童						
減額・減員の 理由	1 受給者海外移住 2 受給者転出 3 監護なし 4 養育なし 5 児童死亡 6 児童海外移住 7 児童施設入所 8 18歳年度未到達 9 20歳到達 10 父母と生計同一 11 婚姻 12 その他 <p style="text-align: right;">詳しい内容は裏面をご覧ください。</p>					
理由が発生した日	平成 令和 年 月 日					
ふりがな		生年月日	平成 令和	年	月	日
減額・減員 対象児童						
減額・減員の 理由	1 受給者海外移住 2 受給者転出 3 監護なし 4 養育なし 5 児童死亡 6 児童海外移住 7 児童施設入所 8 18歳年度未到達 9 20歳到達 10 父母と生計同一 11 婚姻 12 その他 <p style="text-align: right;">詳しい内容は裏面をご覧ください。</p>					
理由が発生した日	平成 令和 年 月 日					
上記のとおり届け出ます。						
令和 年 月 日						
住所						
八王子市長 殿 氏名						
生年月日 昭和・平成 年 月 日						

理由詳細

- 1 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
- 2 手当を受けている人が八王子市に住所を有しなくなった。
- 3 児童が監護を受けている父または母に監護されなくなった。
- 4 児童が手当を受けている父または母以外の人に養育（同居・監護・生計維持）されなくなった。
- 5 児童が死亡した。
- 6 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- 7 児童が施設に入所したため。
- 8 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- 9 18歳以上で、障害による認定されていたものが20歳に達した、もしくは障害による認定がされる状態ではなくなった。
認められる事実関係が存在すること。
- 10 児童が父または母（事実上の父親または母親を含む）と生計を同じくするようになった。
- 11 父または母が婚姻（事実婚を含む）し、児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されるようになった。

事実婚とは：婚姻の届出をしていないが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在すること。

- 12 次のa～hまでのどれにも該当しなくなった。
 - a 父母が婚姻を解消した児童
 - b 父または母が死亡した児童
 - c 父または母が施行令別表第2または市規則に定める程度の障害の状態にある児童
 - d 父または母の生死が明らかでない児童
 - e 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
 - f 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - g 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - h (g)に該当するかどうか明らかでない児童